東京「君が代」裁判一次訴訟控訴審・第１回口頭弁論報告と傍聴者の声を送ります。
特異な石原都教育行政がいかに、教育の「自由と民主主義」を破壊し続けているのか、全国の皆さんに報告します。
日本の子どもたちの明るい未来のために、絶対に負けるわけにはいきません。
　【転送大歓迎】
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【２００９・１０・２９】

「日の丸・君が代」を強制する都教委の１０・２３通達（０３年）に基づく教職員の大量処分を「適法」とする本年３月２６日の東京地裁の不当判決に対して反撃する高裁での闘いが始まりました。

　本日の法廷（１００名定員）には、傍聴・原告・代理人を合計して１４０名を超える人が駆け付けてくれました。御礼申し上げると共に、抽選に外れた人にお詫び申し上げます。

　原告１名、代理人（弁護士）３名が意見陳述しました。
●原告の元都立高校教員Iさんは、信仰上の理由から「君が代」を歌えない生徒への配慮から、入学式の朝のホームルームで、「一人ひとりが自分で考え、判断し、行動することが大切です。また自分と異なる意見に対しても、お互いに認め合い、一人ひとりの自由を大切にしなければなりません。」と言ったことが「不適切」であるとして都教委指導部長「厳重注意」の処分を受けた経験を語りました。（学年担任団５名が「厳重注意」）

その状況の中で心身の疲労で体調が悪化し定年退職まで５年を残して退職しました。退職後の嘱託員の採用も拒否されました。
「都立学校が再び希望と誇りを持って教育活動行えるところとなるように」と締めくくりました。

●「日の丸・君が代」強制は基本的人権の侵害代理人（弁護士）３名の意見陳述より

・「日の丸・君が代」は思想性・政治性を有し、学校儀式を通じて国民統合に利用されてきた。
・国旗国歌法制定時（１９９９年８月）に「尊重・義務規定」は削除されている。裁判所は、「日の丸・君が代」問題の本質を見据えて真摯な姿勢で事実認定を。

・「君が代」起立・斉唱・伴奏の強制は権力による思想・良心の侵害であり、個人の尊厳の蹂躙に他ならない。「社会的多数派の感情的俗論」を根拠に少数者の憲法上の人権を切り捨ててはならない。

★（傍聴者の声）
＊「先生方の第二の控訴審の戦いを今後も支援させていただきます。控訴人と代理人の各陳述は格調高く、改めて心から訴えるものでした。もともと民主主義先進国としては考えられない様な、実に下品な作為的な思想強制でしかありませんでした。石原都教委の学校統制は儀式統制で、その本音を暴露されています。たたかう先生方は１００％正しく、正義であると思います。傍聴した内容は国内外の同窓有志に流します。」
      （T・T 自由青山高校同窓有志の会）

＊「Iさんのもの静かな陳述が、かえって現場の教職員の悲しみや苦しみの深さを際立たせていたように感じました。原告の思いがどれだけ裁判官に届いたかわかりませんが、裁判官は陳述を無表情・事務的に聞いているようで、不安になりました。澤藤弁護士の、憲法の理念、立憲主義の理念からの原判決批判は素晴らしく、胸のすくような思いがしました。
関島弁護士の国旗掲揚、国歌斉唱の思想性、政治性についての弁論も、外国の事例の引用し、戦前の事例も引用し、非常に説得力のあるものでした。
（法廷で原告と被告の応酬があると、より面白いのですが・・・）」（S・I　原告）

＊「Iさんの陳述を聞くことができ、とてもよかったです。信仰上の理由で、国歌も校歌も歌えない生徒が入学してくるので、いじめられないように配慮するように、学年団の合意で、ホームルームで担任が、生徒に話したごく常識的な話（民主主義の基本原理であるにかかわらず）を都教委が『不適切な指導』と断定して、『厳重注意』という処分の内容でした。都教委の異常さが、どれほどひどいものかが明らかになりました。弁護団の弁論も３人三様で、それぞれとても、素晴らしく感動しました。教員のこうした処分は教育の国家統制そのものです。」（A・K　元都立高校教員）

◆次回以降の法廷も傍聴支援よろしくお願いします。

★☆東京「君が代」裁判1次訴訟・控訴審（控訴人１６９名）
１２月１１日（金）第２回弁論
　　　　１０時３０分傍聴抽選　１１時開廷
　　　　東京高裁１０１号法廷

★☆東京「君が代」裁判２次訴訟
　　（原告６６名）
　　＊裁判長交代後初めての弁論
１月１３日（水）第５回弁論（更新弁論）